

滋賀県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱

(趣旨)

第1条 本県における依存症に係る医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」および「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。)に基づき、依存症専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)および依存症治療拠点機関(以下「治療拠点機関」という。)の選定について必要な事項を定める。

(申請手続き)

第2条 専門医療機関および治療拠点機関の選定を希望する保険医療機関の開設者(以下「申請者」という。)は、申請書(様式1)および次の各号に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 精神保健指定医の証又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医登録証の写し
- (2) 部長通知別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」(以下「選定基準」という。)に定める各研修修了証の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(選定の要件)

第3条 専門医療機関および治療拠点機関の選定の要件は、選定基準のとおりとする。

(選定審査)

第4条 知事は、申請者から、第2条の規定に基づく申請書等を受理したときは、当該申請の内容が選定基準を満たすものか、速やかに審査を行う。

- 2 知事は、前項の審査において、申請の内容が選定基準を満たすものであるときは、当該保険医療機関を専門医療機関または治療拠点機関として選定する。
- 3 知事は、申請書等に不備、不足等があったときは、申請者に対して必要な補正を求めることができる。

(選定の通知)

第5条 知事は、第4条第2項の規定により専門医療機関または治療拠点機関を選定したときは、申請者に対し、速やかに選定書(様式2)を交付する。

(公表)

第6条 知事は、専門医療機関および治療拠点機関について、本県のホームページに掲載することによって公表するほか、積極的な周知に努める。

(選定内容の変更)

第7条 専門医療機関および治療拠点機関は、保険医療機関の名称、所在地の表示、診療科目、精神保健指定医または公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医に変更があったときは、知事に対して速やかに変更届(様式3)を提出しなければならない。

(辞退届)

第8条 専門医療機関および治療拠点機関は、次の各号に該当するときは、知事に対し、速やかに辞退届(様式4)を提出しなければならない。

- (1) 第3条に規定する選定の要件を満たさなくなったとき
- (2) 既に選定された依存症の種類について選定の取消しを希望するとき
- (3) 専門医療機関および治療拠点機関の選定の取消しを希望するとき

(確認)

第9条 知事は、専門医療機関および治療拠点機関が選定基準を満たしているか、適宜、確認を行うことができる。

- 2 知事は、前項の確認のため必要があるときは、専門医療機関および治療拠点機関に対し、運営の状況その他必要な事項について報告または資料の提出を求めることができる。
- 3 専門医療機関および治療拠点機関は、知事から前項の求めがあったときは、これに協力することとする。

(選定の取消し)

第10条 知事は、第8条に規定する辞退届を受理したときは、専門医療機関または治療拠点機関の選定を取り消す。

- 2 知事は、前項の規定により選定を取り消したときは、当該専門医療機関または治療拠点機関に対して、速やかに選定取消書(様式5)を交付する。

(選定基準の改正時の取扱い)

第11条 選定基準の改正があったときは、知事は、専門医療機関および治療拠点機関に対し、速やかにその旨を通知する。

- 2 知事は、前項の通知をしたときは、第9条による確認を行うものとする。

(担当部署)

第12条 この要綱に基づく事務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課において行う。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から適用する。